国会事項

衆議院

議案提出

五月二十六日委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

議案送付

五月二十六日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

社会福祉法等の一部を改正する法律案

下水道法等の一部を改正する法律案

議事日程

五月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

令和八年五月二十七日（水曜日）

午前十時開議

第一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　国家情報会議設置法案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

五月二十六日衆議院から次の議案が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

議案受領

五月二十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

民法等の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

議案受領（予備審査）

五月二十六日衆議院から次の議案が送付された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第一〇号）

答弁書受領

五月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員高良沙哉提出在日米軍部隊の中東派遣及び我が国周辺の抑止力維持に関する質問に対する答弁書（第四四号）

参議院議員石垣のりこ提出ＥＶモーターズ・ジャパン製のＥＶバスに係る安全性の確保及び補助金制度の適正性等に関する質問に対する答弁書（第四五号）

参議院議員石垣のりこ提出自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱が政治的行為に該当しないと判断した責任の所在に関する質問に対する答弁書（第四六号）

参議院議員石垣のりこ提出自由民主党大会に出席した陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の政治的行為該当性に関する質問に対する答弁書（第四七号）

参議院議員石垣のりこ提出陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊のロゴマーク及び行政における生成ＡＩ活用の在り方に関する質問に対する答弁書（第四八号）

報告書提出

五月二十六日委員長から次の報告書を提出した。

国家情報会議設置法案（閣法第二四号）審査報告書

人事異動

最高裁判所

水戸地方裁判所判事・水戸簡易裁判所判事　河本　雅也

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

福島地方裁判所判事・福島簡易裁判所判事　野口　宣大

水戸地方裁判所判事に補する

水戸地方裁判所長を命ずる

水戸簡易裁判所判事に補する

水戸簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

判事兼簡易裁判所判事　金澤　秀樹

福島地方裁判所判事に補する

福島地方裁判所長を命ずる

福島簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事　佐伯　恒治

立川簡易裁判所判事に補する

立川簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

東京地方裁判所立川支部長を命ずる

兼ねて東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

東京家庭裁判所立川支部長を命ずる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　品川しのぶ

さいたま地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する

さいたま簡易裁判所判事に補する（以上五月二十五日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事辻川靖夫は五月二十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月二十二日午後一時四十分御出門、日本感染症学会創立百周年記念式典に御臨席のため、東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同三時五十四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和８年５月28日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　令和８年５月28日から令和８年６月17日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ホームページ

https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html